

文教大学個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、文教大学（以下「大学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、大学の学生及びその保証人並びに教職員、卒業生その他これらに準ずる者に関する情報であつて、大学が業務上取得し、又は作成したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 「情報主体」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (3) 「記録文書」とは、大学において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、フィルム、情報システム、可搬電子媒体等をいう。

(責務)

第3条 大学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体のプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 大学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 大学は、第1条の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、教育学部長、人間科学部長、情報学部長、文学部長、国際学部長、健康栄養学部長、経営学部長（以下「各学部長」という。）、附属研究機関の長、大学事務局長、越谷校舎事務局長及び湘南校舎事務局長（以下「各事務局長」という。）をもって充てる。

3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集、利用、提供及び管理並びに情報主体からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。

4 所管情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、大学の教育・研究及び業務に必要な範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

- 2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。
- 3 個人情報の収集は、情報主体から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。
 - (1) 法令の規定に基づくとき。
 - (2) 情報主体の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) その他管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めたとき。
- 4 個人情報を第三者から収集するときは、情報主体のプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき。
 - (2) 情報主体の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 当該個人情報を保有する機関・部署内において利用し、又は他の機関・部署に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、情報主体のプライバシーを不当に侵害する恐れがないことが、管理者において明白であるとき。
 - (5) その他第14条に規定する個人情報保護委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。
- 2 管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、又は大学及び短大の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第7条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、所管情報を、その目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第8条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第9条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

第4章 個人情報の開示及び訂正

(自己情報の開示請求)

第10条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

(1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。

(2) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずる恐れがあるとき。

(3) 開示をすることにより、大学の業務の適正な執行に支障が生ずる恐れがあるとき。

(開示の決定)

第11条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をしようかどうかの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第12条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。
(訂正の請求)

第13条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、個人情報の訂正の請求をする場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときには、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

第5章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置)

第14条 大学の個人情報の保護にかかわる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第15条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項

(意見聴取)

第16条 委員会は、前条に規定する事項の審議に当たり、当該関係機関に対し、意見を求めることができる。

(構成)

第17条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学部長
- (2) 教務委員長、学生委員長、図書館長、越谷校舎及び湘南校舎情報センター長
- (3) 各事務局長

(委員長及び副委員長)

第18条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第19条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務主管)

第20条 委員会の事務は、法人事務局総務部が行う。

第6章 不服の申立て

第21条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、不服申立審査会（以下「審査会」という。）に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするとき、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該管理者を経て、審査会あてに提出するものとする。
- 3 審査会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。この場合において、審査会は、必要に応じ、不服申立人、当該機関・部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 審査会は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。
- 5 審査会は、前項の調査結果を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 6 審査会に関する事項は、個人情報保護委員会において定める。

第7章 雑則

(規程の解釈)

第22条 この規程の運用について疑義が生じた場合は、委員会において、その解釈を定める。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。